

天皇の神秘数字

——二三五という数字——

江口冽

はじめに

天武・持統時代から強力に天皇思想が展開されてくるが、その中心に、日の皇子思想があつた。天皇王権は、太陽の子孫であり、天の存在であるということを力説することになる。その思想を支えたものの中に、天文暦法、また天文地理、そして易といふ中国伝來の学問があつた。

特に、ここで扱う暦数は、天体の運行を示す暦法に關わる数字であり、神秘数字として見られた。そして王権は、この数字を神聖として、自分たちの存在と重ねて用いた。

「記・紀」また『萬葉集』は、少しも大袈裟ではなく、この神聖数によつて構成されているのである。
ここで扱う二三五という数字は、暦法「十九年七閏法」の十九年間の月数である。十九年間には228ヶ月（12ヶ月が十九回）

があり、そこに閏の7ヶ月が加わると二三五ヶ月となる。これが『書紀』また『萬葉集』でも神聖なる数字の一つとして用いられている。

この二三五を神聖数として、『書紀』と『萬葉集』とが用いていることを指摘したのも小金丸研一である。⁽¹⁾

小金丸は、次の二つの点で、この二三五という数字が用いられていることを言つてゐる。

一、『萬葉集』卷一、卷二の総数は二三五首であった。

二、『書紀』の雄略から持統までの元嘉暦の適用年間は二三五年間である。

という指摘である。

まず小金丸の指摘した箇所から取り上げていく。その後で、『書紀』紀年構成における他の適用例を挙げてみたい。(尚、文中に、元号の年数や慣用的用法の他に漢数字で示すものは神秘数字として扱われたものである。)

「初期万葉」の歌数

一について。萬葉学には「初期万葉」という用語がある。和歌の発生の姿を探るという意味で、またその抒情質という意味で、初期の万葉歌の特性を指して用いる。そして『萬葉集』編纂の面からは、どのようにして『萬葉集』が卷一十まで展開してきたのか、その初期の姿を探る意味で用いる。

小金丸は、萬葉学のみならず古代学全般に、中国の思想哲学の、特に天文暦数を用いた易緯の応用を見て取るのであるが、その暦数を論じたところで、卷一、卷二の総数二三五首が、「十九年法」から來ていて、歌数であることを言つてゐる。

小金丸の発見は、単に卷一、卷二の総歌数が二三五という暦数に基づいているという点に限られるものではなかつた。二三五首構成を探るまでの「初期万葉」編修の過程における数次の編纂も、同じく神聖数から構成されている事を示唆し、指摘したの

であった。

現在の『萬葉集』の、その卷一、卷二は全体で234首から成っている。二三五首には1首足りない。しかし古く、その原型は、やはり暦法が示した二三五首という神聖数の歌数から成っていたのだ。

『萬葉集』の卷一は「長皇子御歌」で終わっているが、本来はそこにもう1首、志貴皇子の御歌があつたことが知られる。伝本（元暦校本など）の目録によると、卷一最終の85番歌の位置に「志貴皇子御歌」とある。しかし今、われわれが見る『萬葉集』にはその歌が消えている。

目録に名を残して、今は失われた志貴皇子の歌、それはどうなつたのだろう。これについては伊藤博が明らかにしている。その歌は現『萬葉集』の卷八の巻頭に据えられている歌、

岩はしる垂水の上のさ蕨の萌え出づる春になりにけるかも　（卷八、1418）

であつた。

卷一、卷二、これをわたくしは「初期万葉」と呼ぶが、その卷一の掉尾を飾つていた志貴歌に惚れた男がいた。彼は、この「初期万葉」完成から20数年後に、四季の歌を集めて卷八を編纂することになったのであるが、その時に、この名歌を卷八の巻頭に据えるべく卷一から抜き取つたのである。大伴家持である。家持はこの歌にそれ程魅力を感じたのだ。ただ彼は、王権が「初期万葉」完成まで保持していた神聖数による編纂という基本態度を知らなかつたのである。家持を責めているのではない。

天皇の神聖数信仰は、それが神秘性を持つ故でもあつたのであるが、律令体制の整つていく時代には、次第に忘れられていった。天の示す神秘数字は、狭い呪術の世界、易の世界には生き残つていつた。

さて、志貴皇子の歌を加えて二三五首、暦数に拠つていたとするのが小金丸の指摘である。まことに『萬葉集』編纂に関して百尺竿頭一步を進める指摘であった。但し、小金丸は卷一、卷二が何時出来上がつたかについては論じていない。ここまででは小金丸が指摘した範囲である。

今までの「初期万葉」に関する構造論、それを主導してきた伊藤博の見解は、卷一、卷二に含まれる「或本歌」や「一書歌」の類を後の追補として、卷一、卷二の完成を大伴家持の編纂時の8世紀の中期（745年前後）にまで下げていた。小金丸も、その編修時点については言及できなかつた。しかし萬葉学においても最近は、「或本歌」類の追補は後代の追補ではないのではないか、という意見も出てきている。⁽²⁾ わたくしも、「或本歌」の類は、追補という時間の問題ではなくて、他の価値観から捕捉すべき性格のものと考えている。「或本歌」類の歌を含めての卷一、卷二の完成は、私見では720年代である。養老から神龜にかけてである。

わたくしは、『書紀』の紀年構成また「初期万葉」の構成法を、小金丸が指摘した暦数と並べて、三才（天・地・人）関係の神聖数の面からも考えている。その視点から卷一、卷二の構成数に言及してきているのであるが、今述べた卷一が85首であつた⁽³⁾ とすると、これは天地（天=9、地=8の和の十七）を意識した数で、天・地の和十七の5倍の数値に整えてある可能性もある。

『書紀』 紀年の使用暦とその意義

二について。『書紀』の紀年構成について、天文学の方からの指摘がある。それは、『書紀』の暦使用において、元嘉暦と儀鳳暦という二つの暦が時代的に分けて適用されているという指摘である。小川清彦が、

- 1、神武「即位前紀」の甲寅年から仁德崩御年までは儀鳳暦
- 2、安閑崩御年（雄略即位年）から持統即位年までは元嘉暦
- 3、1と2の中間は、どちらの暦とも一致する。

と明らかにした。この指摘の後に、何故このように暦の使用が分けられているかについては、幾つかの論考が出た。特に雄略時代から儀鳳暦が適用されている事については参考になる見解が出ている。実際に暦が用いられていたからだとする説もあるが、

上田正昭は、雄略期が神代と並んで重視されたことを説いている。また岸俊男は、雄略期が古代史上における画期的時代であったことを述べている。⁽⁴⁾

国文学の方からも早く、伊藤博は、『萬葉集』の巻頭歌が雄略歌である事に触れ、その「記・紀」の伝承の中に、多くの歌を伝えている事も加味して、雄略が、『書紀』時代から見て、「近つ代」の代表的な天皇像と見られたことを言っている。⁽⁵⁾

そして小金丸は、先学の指摘を踏まえつつ、2の期間、雄略から持続までが二三五年間であることを指摘し、この二三五年が太陽の再生を意味する「十九年法」の十九年間の月数と重なるとした。加えて、3の400年から456年までの五七年（十九×3）間も、やはり「十九年法」に基づくものであることを見出したのである。⁽⁶⁾

2と3とが「十九年七閏法」に基づいている、という小金丸説は、『書紀』の紀年構成が暦数と深く関わっていることを認識している者には、容易に納得できる事である。天皇の時間は、史実よりもむしろより強く、つまりは信仰の問題として理解すべき性格を持つてゐるのである。

しかし、小金丸の指摘も、2と3とが暦数に拠つてゐるにしながら、1に関しては何も触れていない。2と3とが「十九年法」に拠つてゐるのであるなら、1にも同じような視点から言及されるべきであつた。しかし小金丸は黙らざるを得なかつた。それは彼が、小川と同じ計算法に拠つたからである。天文学者の小川は、天文学がやるよう、紀元0年という不在年を考慮して、その作表において、神武「即位前紀」の甲寅年は前666年としている。この計算でいくと、甲寅年（東征年）から仁德崩御年までは1065年となる。この数値は、暦数また三才関係の数との関係を見出せない。

『書紀』紀年の意義と文武天皇

『書紀』の計算法は、神武から『書紀』時代までを1つの時間の流れとして、計算してはいないのである。神武即位年を前

660年、東征年を前667年として計算すると、神武の生涯の重要な節目（誕生年、立太子年、即位年、崩御年）の総てが見事に、後続の多くの天皇たち、また『書紀』時代の天皇方と多様に結ばれるのである。この『書紀』の暦数計算法は、或時点を中心にして折り返してA、Bの年表を作り、そのA、B二つの年数を加算しているらしい。神武東征年の、日向出立日を10月5日（1月1日まで57日）と記載するのは、実は、天武が高御座たかみくらに昇る即位日を2月27日（1月1日から57日）と、1月1日を折り返した形で、どちらも57日目となるよう折り重なるように組み立てていることが、その発想の一端を知らせている。⁽⁸⁾どうして57日目であるのか、を説明すると、それが十九の3倍数であるからである。

『書紀』の紀年は何度か計算し直されている。『書紀』が書き直されているからである。最終的には聖武の立太子年と即位年をその構成の中に組み入れている。それが現『日本書紀』であるが、その一つか二つかの前の段階で、天武を中心にして組み立てられた時には、神武と天武とが、紙相撲の力士のように、重なり合っていた可能性がある。

さて、神武東征年を前667年として儀鳳暦適用期間を計算すると、次の関係が成立する。

神武東征年（甲寅年＝前667）→1066年（二六×41）→仁德崩御年（399）

となる。1066年は二六年の倍数の数値である。二六は「十九年七閏法」の組成数である十九（陽）と七（陰）の和である。⁽⁹⁾

こうして、『書紀』の暦適用年数の1は二六年の倍数、2は二三五年、3は十九年の倍数で構成されていて、いずれも暦法「九年法」に拠つてることとなる。

この暦の適用は史実を記録したものではない。あくまで『書紀』の紀年構成で、神聖数による組み立てである。天皇が刻み、記録する時間は、太陽の運行と一致するという事を主張し、つまりは、天皇は日の皇子であるという思想の具体的な方法として、暦数が用いられているのである。このように『書紀』の構成は、整然と神武から持続までが「九年法」関係の神聖数によって組み立てられたのである。

あまりに美し過ぎる。右の組み立て方は整然とし過ぎている。しかし誰ひとり、この説明に反論できないだろう。数字は完璧

に示すからである。

しかし、この神武から持統までの構成法を見ると、新たな疑問が出て来る。持統の即位年さえもそれが史実ではないのではないかという疑念である。

『書紀』は、持統即位年（四年）の十一月十一日に、

始めて元嘉曆と儀鳳曆とを行ふ。

と書いている。新たな暦使用、改暦は、中国では新王朝また新王権の出発の象徴であった。持統も新たな時代を意識して、その即位の年に、元嘉曆と儀鳳曆を両用するという方法を採ったのである。両暦使用と言うのは実に不思議なやり方である。どうしてそのような方法が採られたのだろう。新日本古典大系『続日本紀』は、その補注に、

今日の天文学者の多くは、暦の正式な採用は、持統四年十一月条の「奉勅、始行元嘉曆与儀鳳曆」という記事以後の、持統六年からであつたと推定している。このとき元嘉曆と儀鳳曆が併用されたことの意味は、朔日干支の計算は元嘉曆により、日蝕予報の計算は儀鳳曆によるということであつたらしいが、文武元年八月以降は、月朔も儀鳳曆で計算されることとなつた。と解説している。文武以降についてははつきりと断定しているが、それ以前のことについてはやや頼りない書き方である。とにかく、元嘉曆と儀鳳曆とを実際に用いたのは持統六年からであるとされている。すると『書紀』の記録と実際とでは2年のずれがあることになる。実際には新しい暦法（両暦）の開始年次は持統六年であつたとすると、『書紀』は、記録としては2年早めて、それを即位年の方に動かしていることになる。

いや実は、持統の即位年そのものが本当は690年ではなくて692年だったのではないだろうか。それを、紀年構成上、持統即位年を690年に置くと都合よくいくために、690年にその即位年を動かしたのではないだろうか。

持統を690年に即位させると、右に示した雄略から持統までの二三五年関係の他に、

神武即位年月日（前660年1月1日）→1350年（満1349+19×71）→持統即位年月日（690年1月1日）

が出来上がるるのである。そして同時に、

応神崩御年（310）→380年（十九×20）→持統即位年（690）

という関係も成立する。更に、

神武崩御年→（十七年の倍数）→天武即位年→（十七年）→持統即位年→（十七年）→元明即位年→（十七年）→聖武即位年（724年＝元正讓位年）

と、天・地の和の数である十七という年数関係で、神武と『書紀』時代の天皇方が直接結ばれる事になる。右に示した「威靈再生の関係」は、いざれも『書紀』の紀年構成上の幹線である。持統が692年に即位したとするのでは、右の素晴らしい関係は出来ないのである。持統の即位年は690年に動かされているのである。

いや持統即位年だけではない、天武の即位年も動かされている可能性が高い。その事は前著に書いた。

さて、持統期の両暦使用を経て、文武時代（697年即位）に入る。

八月甲子の朔、^{ゆづり}禪を受けて位に即きたまふ。

と『続日本紀』は記録する。その日以降の暦計算は、月朔も儀鳳暦に拠つてゐる。

どうしてここで儀鳳暦に変えたのであろう。使用する暦をえることは大きな意義を持つていた。単純な意味で為されるものではない事は、神武から持統までの1350年間の暦の適用法が教えている。

中国でも改暦は必ずしも新王朝の始まりを意味するものではなくなつてきて、後には、同じ王朝の中でも改暦の例はある。文武朝の改暦も王朝の交替などという意味ではないことは言うまでもないことである。ただ文武期に入つて暦を改める事は、何かを主張しようとしているのだ。

そして、この場合は大いに意義があつたと、わたくしは思つてゐる。儀鳳暦に見える事は、儀鳳暦を初めに用いた神武時代へ回帰することを意味したのではないかと。

原初への回帰、『書紀』の紀年構成を見ていると、今ある存在の意義をいかに強く原初に求めていたかが、現代人のわたくしにさえ恐ろしいほどに感じられてくるのである。

原初への回帰、それは各代天皇が即位式の時に、高御座に登られることも、また朝儀において、天皇が大極殿の高御座に出御されることも、1月1日に即位した神武の行為の踏襲であると考えてよい。これは神武への回帰行為であり、希求としてもう一つ前のニニギの尊降臨の高千穂への回帰の儀式なのである。

文武時代は、他の天皇に例のない儀鳳暦使用を以て神武時代へと回帰したのである。『続日本紀』の儀鳳暦使用は、文武は神武の再来、ということを言つてゐるのである。

持統時代に、両暦を使用したとあるのは、実はこの文武からの儀鳳暦採用のための布石だったのではないだろうか。更に突っ込んで言えば、持統朝に本当に両暦を採用していたかどうか、そこは十分に疑つてよい。あくまで持統朝を両暦としたのは『書紀』の記録のことである。『書紀』の暦の記載は、この文武の儀鳳暦使用を溯つて構成されているのである。因みに記すが、文武の儀鳳暦使用は697年、『書紀』の紀年構成の完成は、その20年以上も後のことである。

先程、『続日本紀』の補注について、はつきりしない書きぶりなどと書いたのであるが、持統朝に両暦を使用したと断定的に書くよりは、その補注の書きぶりの方が眞実を捉えているのかもしれない。文武からの儀鳳暦の使用だけが眞実で、後の暦使用の割り当ては文武の神武がえりへの見せ掛けの布石なのではないのだろうか。

『書紀』は天皇紀としては「神武紀」から始まり「持統紀」で終り、『続日本紀』は文武時代から始まる。文武は史書の区切りにおいても神武であったのであるが、使用暦でも文武は神武へ回帰したことになる。

神武と文武との神聖数による関係を示しておこう。

神武即位年（前660）→1357年（二三×59）→文武即位年（697）

である。天・地・人の和の二三で繋いでいる。そしてこの神武から文武までの1本の線は、特に注意をしなければいけない。

『書紀』の紀年構成の大幹線なのである。

この神武から文武までの二三年毎の線上には、天皇空位年（前476年と191年の2ヶ所）はあっても、他の天皇の即位はない、許されていないというべきであろう。わたくしはこの神武と文武とを直接結んだ線を、犯すべからざる神聖線として設定されたという意味で「聖数ライン」と呼称している。⁽¹⁰⁾

雄略天皇と聖武天皇

雄略崩御年（479）→一二三五年→聖武立太子年（714）

『書紀』完成期にあつて、一番の関心事は、首皇子（聖武天皇）の立太子とその即位であつた。とに角、長く待たれた男帝なのだ。

聖武の立太子年は、714年、『書紀』編修期と重なる。目下作業中の紀年構成に、その立太子年と即位年とをどの時点に位置づけるか、という問題が絡んでいた。いや『書紀』紀年構成の作業場では、過去をどう組み立てていくかという事ばかりではなく、文武、元明、元正そして聖武の即位年などをどのように祖神からの暦に繋げていくかという現実の問題が続いていた。

聖武の場合、勿論その即位年の方に比重が置かれただろう。そして、その即位年は724年となつた。その即位年は『書紀』完成から数えて4年後である。『書紀』は、聖武の即位年を4年後と確信して、その紀年構成を組み終り完成したのであつた。

聖武の「威靈再生の関係」を見てみよう。まずその即位年に欠かせない絶対の条件として、神武との「威靈再生の関係」を持つということがあつた。そしてそれに加えて多くの、先代の各天皇たちとの関係を持ち得ることであつた。

聖武即位年を724年に決定させた「威靈再生の関係」は、先にも挙げた関係であろう。

神武崩御年→（十七年倍数）→天武即位年→（十七年）→持統即位年→（十七年）→元明即位年（十七年）→聖武即位年

この神武からの十七年ごとの線上に、天武と持統の即位年、さらに元明の即位年が並ぶ。そして、その延長線上に聖武の即位年が構想されたのである。

この神武から天武そして聖武までの十七年毎の線上にも、他の天皇の即位は許されていない。わたくしは神武と『書紀』時代を直接結んだこの天・地十七年の線も、先の神武と文武とを結んだ天・地・人の二三年ごとの線と併せて「聖数ライン」と呼んでいる。こうして聖武は神武に、また天武に繋がったのである。

聖武即位年は、右の他にも、『書紀』時代から見て近世の始祖とも見られた繼体との関係が創られている。それについて既に前著で詳しく論じているので、ここでは略す。⁽¹¹⁾

さて、先に示した雄略との二三五年関係である。これは聖武の即位年関係ではなくて立太子年の関係である。

聖武は14歳で立太子した。しかし中々即位しなかった。即位まで10年を過した。どうして直ぐに即位しなかったのか、父文武は15歳で即位しているではないかなど、そこを問うていろいろと天皇位を巻き込んだ奈良朝政争が憶測されて来た。勿論、わたくしも政争があつた事は否定しない。長屋王と藤原一党との抗争はあつた。しかし天皇位を支える勢力間の政争はあつても、皇位を揺さぶるほどの抗争があつたのだろうか。聖武の即位年を4年後に控えて、『書紀』は完成した。この事は、その当時の政争が天皇位を巻き込む性格のものではなかつたことを教えてくれているのではないだろうか。歴史家の大津透は、
太政官という義政官組織と天皇との関係も、基本的には相互依存なのであり、現実には政局の動きの中でさまざまな場合があるにしても、強い緊張関係を想定するのは正しくないと思う。⁽¹²⁾

と書いている。

雄略と結びついたのは聖武の立太子年である。その年は、上記の他に次のような関係を持つている。

神武誕生年（前711）→1425年（十九年×75）→聖武立太子年（714）

が出来ている。更に、

孝元立太子年（前225）→969年（十九年×51）→聖武立太子年

垂仁立太子年（前46）→760年（十九年×40）→聖武立太子年

がある。そして、神武誕生年と孝元立太子年の関係は、

神武誕生年（前711）→456年（十九年×24）→孝元立太子年

である。すると、右の三つの関係は、

神武誕生年→孝元立太子年→垂仁立太子年→聖武立太子年

と十九年関係で一本に組み立てられていることになる。実は、孝元の立太子年は、

神武立太子年（前697）→442年（二六年×十七）→孝元立太子年（前255）

と、神武立太子年から十九年の関係ではないが、二六と十七という神聖数を二つながら重ねた年次にも当つてもいい。結局、聖武の立太子年は、神武立太子年とは直接には結びつかないのであるが、孝元立太子年と結びつくことで、孝元が神武と十九年で結びつく関係を介して、神武立太子年と辛うじて結びつき得たのである。

そして次の作業として、孝元から聖武までの中間に、垂仁の立太子年も設定されたものと見てよい。

但し、垂仁の立太子年は記録上、二つある。聖武立太子年と結びつくのは、

二十四歳にして夢の祥に因りて立ちて皇太子となりたまふ。

とある「垂仁紀」（即位前紀）の記録である。垂仁のもう一つの記録は、「崇神紀」四八年条にあつて、これは、草壁皇子の立太子年と（十七年×43）で結びつくようになつてゐる。どうしても、垂仁を草壁皇子と聖武とに結びつけるために、このような二つの垂仁立太子年という矛盾を敢えて為したのである。

右の関係に加えて、聖武立太子年には先に示した雄略崩御年との二三五年の関係がある。雄略の崩御年の決定は、聖武との二三五年の関係を主幹としたものではない。雄略崩御年の決定は元明との関係に拠つたとしてよい。

雄略崩御年→228年（十九年×十二）→元明即位年

この「死と再生」の関係は、「十九年法」の十九と1年の月数十二」という、二つもの暦数によるものであつた。元明こそは『書紀』の紀年構成に直接関つた天皇である。元明は、神武（崩御年）と応神（即位年）とを自分の即位年と十九年関係で組み立てた天皇である。それに加えて雄略との関係を持つたのである。紀年構成面から言えば、元明によつて、雄略は、神武、応神と肩を並べ得る存在となつたのである。その上に雄略崩御年は、聖武立太子年とも二三五年で結ばれたのである。

先の神武誕生年とも十九年関係を持ち、神武立太子とも孝元の立太子年を介して関係を持ち、こうして雄略との関係を持ち得る年次、ここに聖武の立太子年が準備されたのである。

雄略崩御年は、このように元明と聖武とに極めて密な「威靈再生の関係」を持つことになつた。その上に、雄略の即位年の方は持統とも二六年関係を持つてゐる。雄略は、『書紀』時代の持統、元明、聖武との三つの大きな関係線を持つた。それ故にであろうが、雄略誕生年は、先に言つた神武と天武から聖武までを結んだ「聖数ライン」の上に置かれている。この上ない名誉ある誕生年なのだ。「聖数ライン」の上に誕生年を持つてゐるのは雄略と推古の2天皇のみである。この「聖数ライン」を意識した推古と元明との関係に付いては既に書いてゐる。⁽¹⁴⁾

『萬葉集』の巻頭歌は雄略歌である。『萬葉集』は、その編纂時点の天皇名を冠して「持統万葉」、また「元明万葉」とも呼称される。果たして雄略歌を、『萬葉集』の巻頭に飾つたのは、持統なのか、元明なのか、その判断もしなければならないだろう。これはこれから問題。

わたくしは、雄略が、このような紀年構成によつてのみその英雄像を創出されていつたと言つてゐるのではない。古代の時代を画する英主伝があり、それが雄略のこととして伝承されていた故に、元明が雄略に関係を求めていつた、というのが基本的な考え方であろう。

清寧天皇と元正天皇

次の例も『書紀』の紀年の問題である。『書紀』を完成させた元正に関わっている。

清寧即位年（480）→一二三五年→元正即位年（715）

と清寧と二三五年の関係である。

清寧は、雄略崩御年の次年480年に即位した。しかし、その年は「威靈再生の関係」に恵まれない年で、『書紀』編修期の天皇方とは結ばれていない。ただ右の元正との二三五年関係のみである。それ故に注意したい。

右の関係は、元正のために注意されたであろう。もしこの関係が偶然に出来たものであつたとしても、清寧は美化されなければならない。当代の天皇の靈威に関わるのである。元正と結びついた清寧が、祖神のマナを直接受け継いでいることを強調することになる。

元正のために、『書紀』がどのような「威靈再生の関係」を用意したかを簡単に紹介し、その作業の中で、清寧にどのような修飾が為されたかをみたい。

まず、元正の即位年を見てみる。その年は神武の崩御年と二六年関係を持つ。

神武崩御年（前585）→1300年（二六年×50）→元正即位年（715）

そして、右の関係の中間に繼体天皇の即位年を置いている。

神武崩御年→1092年（二六年×42）→繼体即位年（507）→208年（二六年×8）→元正即位年
となつていて。この1本になる関係は、二六という神聖数を意識して組まれたものである。繼体は神武の靈威の増幅器のごとき存在となつていて。

そしてまた、先に書いたように、元正即位年は神武の誕生年を決定させている。

神武誕生年（前711）→1426年（二三×62）→元正即位年（715）

神武誕生年は、先に記した聖武立太子年との関係はあるが、その他に『書紀』時代の他の天皇と、神聖数での関係を全く持っていないところから、右のように断定できる。

また顯宗も元正との関係を持つ。

顯宗崩御年（487）→228年（十九年×十二）→元正即位年（715）

右の関係は十九と十二という暦数が二重になつてゐる。雄略と元明との暦数関係と全く同じである。この貴重な関係のために顯宗は飾られた。そして、

神武即位年月日（前660年1月1日）→満1144年（一六年×44）→顯宗即位年月日（485年1月1日）

と、同日即位が成立した。1月1日の即位は、神武、応神、持統そしてこの顯宗である。

顯宗が、神武、応神、持統と肩を並べてゐる。どうして顯宗が、と不思議な感じを受けたのであつたが、顯宗は元正との「威靈再生の関係」が出来たお陰で、1月1日即位を得て、神武とともに繋がつたということになる。

顯宗には、貴種流離譚がある。父を殺されて幼くして大和を逃れ、そして流離の先（播磨国）で見出されて再び王権の地大和へ回帰してくる。こうした話は紀年構成の為される以前に、伝承されてきた部分だろう。しかし大和へ帰還して宮中に入る日がこれまた1月1日というのは紀年構成の時点での創意である。顯宗を飾ることくどい程である。顯宗は元正にとつて、第二の神武の役割を果たしているのだ。

さて清寧の場合である。

元正と二三五年で結ばれた清寧を飾る事になる。そこに出でてくる基本的な発想は、やはり元正と結びつく清寧を皇祖と結びつけなければならないということだ。清寧が神武と結ばれる事で、清寧から元正への「威靈再生の関係」が更に輝いてくるのであ

る。そして、次のように組まれた。

神武立太子年→1175年（二三五年×5）→清寧立太子年（478）

なんと、ここも二三五年の関係である。神武立太子年から1175年目は二三五年の倍数年に当る。そこに清寧の立太子年を持つてきたのである。この関係を創る発想の元は清寧と元正の二三五年の関係である事は疑いないところだろう。

神武立太子年→（二三五年×5）→清寧立太子→清寧即位年→二三五年→元正即位年
となつた。

紀年構成の作業においては、各天皇の立太子年決定は遅い。各立太子年は天皇の即位年また崩御年よりは遅く決められていつた。即位年、崩御年は欠かせない重要な事であるが、立太子年はそれ程の重みがなかつた。その証拠に、40代天皇持統までに17代もの天皇の立太子年は記されていない。それだけに立太子年を記された天皇は、それぞれに必要あつてその立太子年を記入されたもので、紀年構成の上で働くされている可能性が大きい。⁽¹⁵⁾

神武立太子年は、基本的には、草壁皇子との関係で決まつたものであつた。清寧の立太子年は、その神武立太子年から二三五年目のところに合わされたのである。そして付け加えると、清寧の立太子日は1月1日となつてゐる。それは神武の即位日を意識してそこに合わされているのである。

そして更に、この神武と清寧との中間に、景行の立太子年が挟まる。景行の立太子年もまた、神武と二三五年の関係を持つてゐる。

神武立太子年→705年（二三五年×3）→景行立太子年（8）

この景行立太子日も1月1日となつてゐる。これによつて、

神武立太子年（前697）→705年（二三五年×3）→景行立太子年（8年1月1日）→470年（満二三五年×2）→

清寧立太子年（478年1月1日）

となる。

尚、景行と元正の関係は、

景行即位年（71）→644年（二三×28）→元正即位年

となつてゐる。

景行と清寧とが1月1日の立太子というのも注意してよい。立太子日が1月1日という天皇を探すと、他に4代懿徳、8代孝元がいる。懿徳立太子年（前538）は草壁立太子年二三年の倍数（1219年）の関係を持ち、孝元立太子年（前255）は、先に示したように、草壁皇子と二六年の関係を、そして聖武立太子年とは十九年の関係を持つてゐるからである。景行と清寧とが1月1日に立太子したとされたのも、結局は元正との関係が考慮されたのである。

以上で二三五が神聖数として扱われてゐる事を証明できたと思う。

おわりに

わたくしは、小金丸研一が指摘した二三五の意義を紹介し、そこに数例、小金丸が指摘しなかつた他の二三五の応用例を付け加えた。

『書紀』がどうして使用暦を細かく分けて用いてゐるかについては、そこに文武天皇を新たな神武天皇として先祖還りさせたものとして強調した。この点は史書として『日本書紀』を持続天皇で切り上げ、『続日本紀』を文武天皇から始めたことと併せて考えていきたい。

わたくしは、今まで、『書紀』の紀年構成は、「神武天皇から聖武天皇まで」を説いてきたのであるが、この小論でも聖武天皇に触れて、その主張を補強できた。

元正天皇に関しては、清寧天皇即位年との関係を取り上げた。二三五という数字を用いてもまた神武天皇に繋がっていく1本の神聖数線が意識されていたことを明らかに出来た。加えて、清寧天皇の立太子年を巻き込んでの、更には景行天皇の立太子年を加えての、元正天皇との二三五年関係を指摘し、二三五がはつきり意図されて、紀年構成に神聖数として用いられている事を証明した。

また小金丸が指摘した「初期万葉」卷一、卷二の総歌数二三五首との関連で考える時、「初期万葉」完成時点を『書紀』の編纂事業と重ねて考えなければいけない事が理解されるだろう。

『書紀』の構造を通して見ると、二三五という神聖数と深く関わったのは、元正天皇である。二三五は元正天皇のために神聖数として強調された感じである。元正天皇は、「元正万葉」の編修において、二三五という数を選んで、「初期万葉」を完成させたのであろう。

注

- (1) 小金丸研一「あきづしま大倭の黎明」『日本書紀構造論』253p。及び「万葉集の構造原理」「千葉商大紀要」23卷2号(1986年)
 - (2) 渡瀬昌忠「万葉集 雜歌史の出発」『萬葉集研究』第二十七集(2005年 墉書房)
 - (3) 江口冽「草壁皇子、鎮魂」「上代文学」95号(2005年11月)
少し書き添えると、卷一が天地の数に合せて構成されているとすると、卷二は天・地・人の構成かと推測するのだが、卷二の150首は、天・地・人の和である二三の倍数にはならない。天・人の和は15であるから、その倍数にはなるが、15という数字が神聖数として意識されていたのかどうかは、わたくしにはまだ判断できない。しかし、卷二には、「人」の名前を持つ柿本人麻呂の、宮廷との関係のない個人的な歌が多く(十九首及び「或本歌」7首)取り込まれている点は考慮しなければならないだろう。
そこに天・地・人が意識されているからだろう。
- 右の点に触れてもう詳しく言えば、卷一は天(皇族関係の歌)と人(人麻呂の個人歌)から成り、卷二は、天と地(臣下の歌で、石川郎女関係歌、123番歌の129番歌の7首)と人(人麻呂の個人歌)から成り、天・地・人を形成している。

(4) 上田正昭『日本古代国家論究』。

(5) 岸俊男「画期としての雄略朝—稻荷山鉄劍銘付考—」『日本政治社会史研究上』(1984年)

(6) 伊藤博「卷一雄略御製の場合」「萬葉集の構造と成立上」(昭和四五年)

(7) 注1「あきづしま大倭の黎明」「日本書紀構造論」254p

(8) 江口冽「王權の思想と日本の紀元」「日本書紀」紀年の研究第一部第1章40p。(おうふう)2004年。尚、文中に前著とあるのはこれを指す。また、「書紀」の年数計算法に関しては、注3論文の注記部において少し触れている。

(9) 注8、第一部第4章「二六という不思議な数字」

(10) 注8、第三部第2章「書紀」の「聖数ライン」315p

(11) 注8、第二部第4章「日本書紀」と聖武天皇

(12) 大津透『古代の天皇制』。60p。(1999年 岩波書店)

注3

(13) 注8、第一部第1章、189p

(14) 注8、第一部第1章、189p

(15) 注8に同じ、118p

この拙稿は、前著の第一部「天皇の神秘数字」に加えるべきものとして為した。前著の時点では、一二三五について、それが神聖数であるかどうか、判断出来ていなかつた。

川口顯弘、田中香澄両先輩の退職記念号に、これまでのご厚誼に深く感謝して、この小稿を寄せます。